

会計基準Digest

会計基準を巡る動向 2014年9月号

会計基準Digestは、日本基準、修正国際基準、IFRS及び米国基準の主な動向についての概要を記載したものです。



1. 日本基準

■ 法令等の改正

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」の公布(平成26年9月30日 金融庁)

「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」が公布されるとともに、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリック・コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方が公表された。

本改正府令は、企業会計基準委員会(ASBJ)が平成26年5月16日に公表した改正企業会計基準第12号「四半期財務諸表に関する会計基準」及び改正企業会計基準適用指針第14号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」を受け、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(四半期財務諸表等規則)等について、所要の改正を行ったものである。

本改正府令の概要は以下のとおりである。

- 取得による企業結合が行われた場合の注記事項の見直し
企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した場合、その属する四半期会計期間等においては、その旨並びに発生したのれんまたは負ののれんの発生益の金額に係る見直しの内容及び金額を注記する。また、比較情報において、取得原価の当初配分額に重要な見直しが反映されている場合には、その内容及び金額を注記する。
- 四半期情報において遡及適用等を行った場合の注記事項の追加
有価証券報告書等の四半期情報に、企業結合に係る暫定的な会計処理が確定した四半期会計期間等が含まれる場合、暫定的な会計処理が確定した旨を注記する。



本改正府令は、平成27年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から適用される。早期適用は、平成26年4月1日以後開始する事業年度の期首以後実施される企業結合から認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2014年10月1日発行)

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

- 実務対応報告公開草案第41号(実務対応報告第5号の改正案)
「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)(案)」及び
- 実務対応報告公開草案第42号(実務対応報告第7号の改正案)
「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)(案)」(平成26年9月26日 企業会計基準委員会)の公表

両公開草案は、平成26年度税制改正における地方法人税の創設に伴い、連結納税制度を適用している場合の、地方法人税に係る税効果会計の取扱いについて、所要の改正を行うことを提案している。



コメントの締切りは平成26年(2014年)11月26日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#)(2014年9月30日発行)

日本基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(日本基準\)](#)へ

2. 修正国際基準

■ 会計基準等の公表(企業会計基準委員会(ASBJ))

【最終基準】

該当なし

【公開草案】

該当なし

修正国際基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(修正国際基準\)](#)へ

3. IFRS

■ 会計基準等の公表(IASB、IFRS解釈指針委員会)

【最終基準】

(1)「投資者とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却または拋出(IFRS第10号及びIAS第28号の改訂)」の公表(2014年9月11日 IASB)

本改訂は、投資者(その子会社を含む)とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で売却または拋出された資産が、IFRS第3号「企業結合」で定義される事業を構成しない場合、その取引から生じる利得または損失の一部のみを純損益に含めて認識することを求めている。

本改訂の概要は以下のとおりである。

- 投資者(その子会社を含む)とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で売却または拋出された資産が、IFRS第3号で定義される事業を構成する場合、投資者は、その取引から生じる利得または損失の全額を、純損益に含めて認識する。
- 投資者(その子会社を含む)とその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間で売却または拋出された資産が、IFRS第3号で定義される事業を構成しない場合、投資者は、その取引から生じる利得または損失のうち、関連会社またはジョイント・ベンチャーに対する持分と関連がない、すなわち、他の投資者に関連する持分相当額のみを、純損益に含めて認識する。

 本改訂は、2016年1月1日以降に開始する会計年度から将来に向かって適用される。早期適用は認められる。早期適用する場合は、その旨を開示する。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年9月17日発行) (日本語)
- [IN THE HEADLINES 2014/17](#) (英語)

(2)「IFRSの年次改善」(2012-2014年サイクル)の公表(2014年9月25日 IASB)

IFRSの年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を1年にわたって蓄積し、まとめて改訂を行うものである。IFRSの年次改善プロジェクト(2012-2014年サイクル)については、2013年12月11日に[公開草案](#)が公表された。このたびのIFRSの[年次改善](#)は、公開草案に寄せられたコメントを踏まえた再審議を経て、最終化されたものである。

 このIFRSの年次改善には、4つの基準書に対する改訂が含まれている。各改訂は、2016年1月1日以降開始する会計年度から適用される。早期適用は認められる。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年9月30日発行) (日本語)

【公開草案】

公開草案「相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値測定(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号の改訂案並びにIFRS第13号の設例案)」の公表(2014年9月16日 IASB)

本公開草案は、IFRS第13号「公正価値測定」におけるレベル1の公正価値測定が可能な、相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値は、その金融商品の相場価格に、保有する金融商品の数量を乗じた結果(すなわち、単価×数量)であることを明確化することを提案している。

本公開草案の概要は以下のとおりである。

- IFRS第10号、IAS第27号及びIAS第28号の適用範囲にある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社への投資に係る会計処理の単位は、その投資を構成する個々の金融商品ではなく、その投資全体であることを明確化することが提案されている。
- IFRS第13号におけるレベル1の公正価値の測定が可能な、相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資の公正価値は、金融商品の相場価格に、保有する金融商品の数量を乗じて(すなわち、単価×数量により)測定することが提案されている。
- 資金生成単位(CGU)が、相場価格のある子会社、ジョイント・ベンチャー及び関連会社に対する投資である場合、そのCGUの減損の検討に用いる回収可能価額は、上記のガイダンスにより測定した公正価値から、処分コストを控除して測定することが提案されている。

IFRS第13号におけるレベル1の公正価値の測定が可能な金融商品のみにより構成されるポートフォリオで、そのネット・エクスポージャーに基づいて管理される金融資産及び金融負債のグループ

は、そのネット・ポジションに相場価格を乗じたものとして、公正価値を測定することが提案されている。



本公開草案が確定した場合の適用時期は、寄せられたコメントを踏まえて決定される。遡及適用は認められるが、早期適用する場合は、関連するすべての基準書の改訂を同時に適用することが提案されている。コメントの締切りは2015年1月16日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年9月19日発行) (日本語)
- [IN THE HEADLINES 2014/18](#) (英語)

【討議資料】

討議資料「料金規制から生じる財務上の影響の報告」の公表 (2014年9月17日 IASB)

本討議資料は、料金規制企業が置かれている経済的環境の特徴、及びそれらの特徴を一般目的の財務諸表に反映するにあたり、IFRSの規定を修正する必要があるか否かについて、コメントを求めている。

本討議資料の概要は以下のとおりである。

- 「定義された料金規制」について、その特徴が、特定のガイダンスの開発を要する可能性のある料金規制の種類をどの程度網羅しているかについて、コメントを求めている。
- 市場関係者が、料金規制企業に対する投融資の意思決定にあたり、最も有用な情報が何かを検討している。また、考えられる会計処理のアプローチを示している。
- IFRS第14号「規制繰延勘定」の表示及び開示に関する規定につき、今後開発する可能性のある開示及び表示の規定の基礎とすべきかについて、コメントを求めている。



本討議資料に対するコメントの締切りは2015年1月15日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [IFRSニュースフラッシュ](#) (2014年9月22日発行) (日本語)
- [IN THE HEADLINES 2014/20](#) (英語)

■我が国の任意適用制度に関する諸法令等(金融庁)

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」等の一部改正(案)の公表(平成26年(2014年)9月12日 金融庁)

本改正案は、国際会計基準審議会が平成26年(2014年)1月1日から6月30日までに公表した以下の国際会計基準を、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第93号に規定する

指定国際会計基準とすることを提案している。

- 国際財務報告基準(IFRS)第14号「規制繰延勘定」
(平成26年1月30日公表)
- 国際財務報告基準(IFRS)第11号「共同支配の取決め」
(平成26年5月6日公表)
- 国際財務報告基準(IFRS)第15号「顧客との契約から生じる収益」
(平成26年5月28日公表)
- 国際会計基準(IAS)第16号「有形固定資産」
(平成26年5月12日及び同年6月30日公表)
- 国際会計基準(IAS)第38号「無形資産」
(平成26年5月12日公表)
- 国際会計基準(IAS)第41号「農業」
(平成26年6月30日公表)



コメントの締切りは平成26年(2014年)10月14日である。

【あずさ監査法人の関連資料】

- [会計・監査ニュースフラッシュ](#) (2014年9月17日発行)

IFRSについての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(IFRS\)へ](#)

4. 米国基準

■会計基準等の公表(米国財務会計基準審議会(FASB))

【最終基準(会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU))】

該当なし

【公開草案(会計基準更新書案(ASU案))】

FASB-ASU案「技術的な訂正及び改善」の公表(2014年9月15日 FASB)

技術的な訂正及び改善は、会計基準によるコード化体系(Accounting Standard Codification; ASC)の技術的な訂正、基準の明確化、参照の修正や軽微な改善を行うものであり、現行の会計実務に重要な影響を及ぼすものではない。

本ASU案には、ASC Topic 820「公正価値による測定」の用語の修正及びガイダンスの明確化が含まれる。



適用日は、市場関係者からのコメントを検討した後に決定される。コメントの締切りは2014年12月1日である。

米国基準についての詳細な情報、過去情報は
[あずさ監査法人のウェブサイト\(米国基準\)へ](#)

■ KPMG会計・監査AtoZアプリのご紹介

あずさ監査法人が提供する会計情報アプリ「KPMG会計・監査AtoZ」では、いつでも・どこでも日本基準、修正国際基準、IFRS、そして米国基準に関する会計・監査情報を閲覧できるほか、動画による解説コンテンツを視聴することができます。



編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative (“KPMG International”), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and “cutting through complexity” are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

各基準についてのより詳細な情報、過去情報は、あずさ監査法人のウェブサイトをご確認ください。

- あずさ監査法人トップページ ([Link](#))
- 日本基準 ([Link](#))
- 修正国際基準 ([Link](#))
- IFRS ([Link](#))
- 米国基準 ([Link](#))